

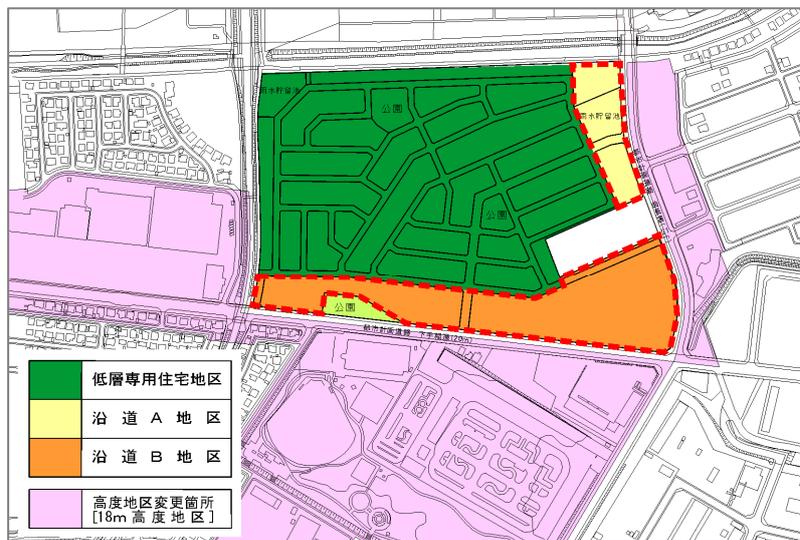
手稲山口地区地区計画の変更について



1 都市計画変更の内容

地区計画の変更

- (1) 名称：手稲山口地区地区計画
- (2) 位置：札幌市手稲区手稲山口の一部（市街化調整区域）
《民間宅地開発事業が行われる区域、航空写真参照》
- (3) 変更内容：「沿道 A 地区」及び「沿道 B 地区」の「建築物の高さの最高限度」をそれぞれ 33m から 18m に変更する。



2 経緯

- ・平成 12 年に「市街化調整区域における大規模開発制度（都市計画法第 34 条第 10 号イ、現在は廃止）」により開発許可
- ・開発事業により整備される市街地の良好な住環境の保護を目的として、平成 13 年に地区計画を決定

3 理由

- ・当地区は市街化調整区域ではあるが、周辺市街地と調和が図られた開発による土地利用を保全するため地区計画を定めている。
- ・この度、用途地域等の全市見直しにより当地区周辺の市街地の高度地区が変更されるのに伴い、その制限内容と整合を図るため、地区計画を変更する。